

改正案	現行
<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第十一条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。</p> <p>(1) 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第十一条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。</p> <p>イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項</p>

(2) 前項第一号ニ掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ 法第五条第二項（法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 前項第一号ニ掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、前号イに規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3

(略)

ロ 前項第一号ニ掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニ掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3

(略)

